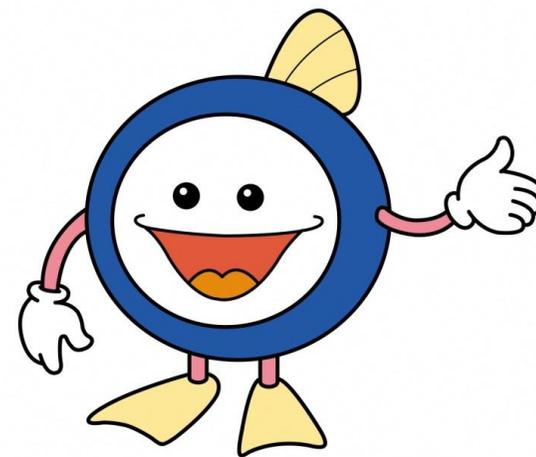


精華町公共下水道事業の現状について



下水道マスコット・キャラクター
スイスイ

目次

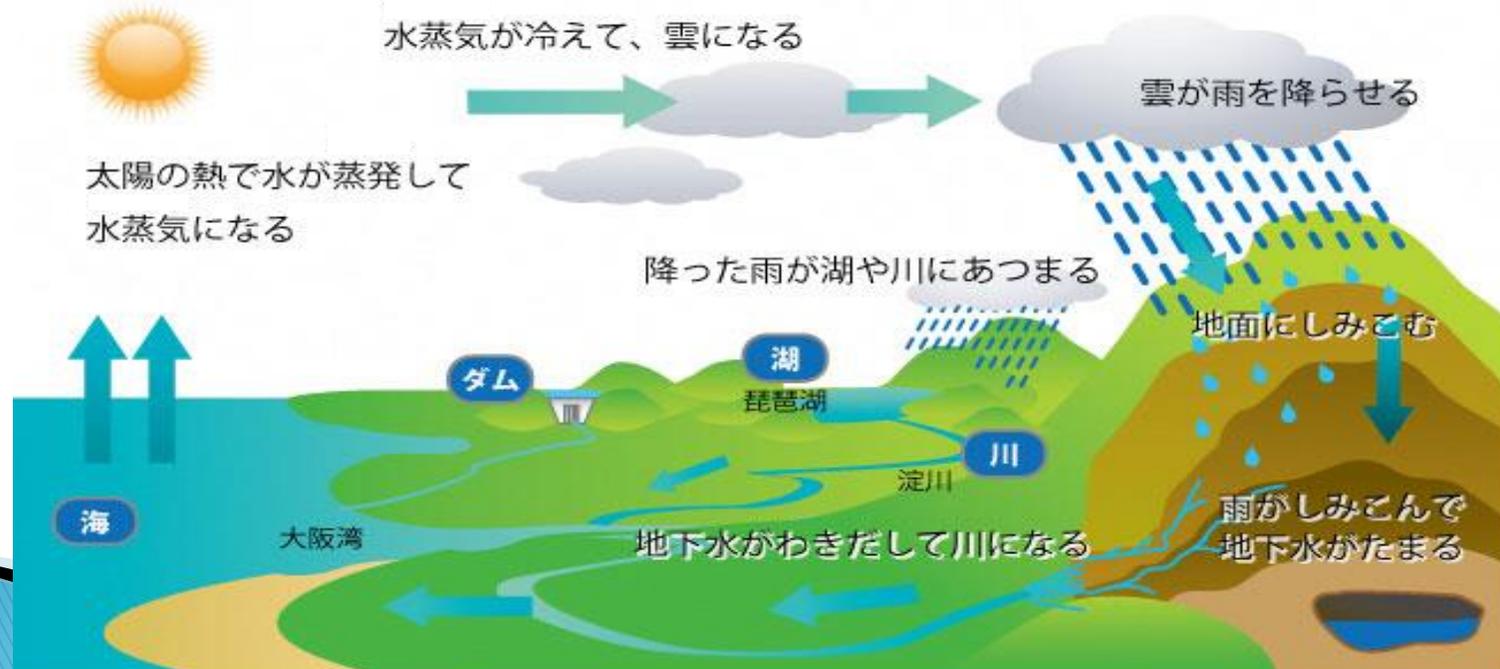
- ▶ 1. 水の循環 P. 3
- ▶ 2. 下水道の役割 P. 4
- ▶ 3. 精華町の下水道について P. 7
- ▶ 4. 下水道使用料について P. 12

1 水の循環

地球上の水は、太陽の熱で海や陸から蒸発し、空にのぼった蒸気は冷やされ、集まって雲になります。雨粒はやがて雨や雪となって地上へ降りそそぎます。そして、降った雨や雪は川や地下を流れ、生活水となります。生活排水や川の水は、いずれも再び海へ戻るのです。

このように水は循環しており、生活排水などが原因で魚が住めないような河川となってしまうことがあります。

下水道により水をきれいにして、川や海へ放流し、自然界のバランスを保つことが大切です。



2 下水道の役割

①公衆衛生の向上

②生活環境の改善

下水道の重要な役割

③水質保全

④浸水対策

①公衆衛生の向上

汚水を処理して快適で衛生的な生活が営めるようにします。汚水は下水道管を流れ、下水処理場に集められて浄化されます。汚れた水が溜まらず、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生が防げ、街が清潔に保たれます。



②生活環境の改善

トイレが水洗になることで、家の中で嫌な臭いがなくなり、快適な生活が送れます。また、台所などからの汚水も下水道に流せて、街が清潔になります。



③水質保全

川、池などをきれいにして、水質を守ります。「汚水」を浄化して川や海などに戻すことで、水質を保全し水環境をよみがえらせる働きをしています。下水道の整備とともに汚れた川、池などがきれいになります。

観測地点	調査日	BOD 生物化学的 酸素要求量	SS 浮遊物質	全窒素
		mg/L	mg/L	mg/L
堀池川下流	平成12年9月21日	4.0	1.5	1.10
	平成29年2月22日	1.6	2.0	0.34
九百石川下流	平成12年9月21日	3.7	2.5	1.80
	平成29年2月22日	1.1	2.0	0.70
山田川下流	平成12年9月21日	3.2	4.5	2.30
	平成29年2月22日	0.9	2.0	2.50
煤谷川中流	平成12年9月21日	2.8	4.0	1.20
	平成29年2月22日	0.8	2.0	0.64



④浸水対策

降った雨をすばやく排除して、浸水から街を守ります。雨は「雨水」として下水道管や雨水路に入り、すみやかに川などに流されます。現在、本町では雨水事業にも取り組んでいます。

3 精華町の下水道について

1) 沿革

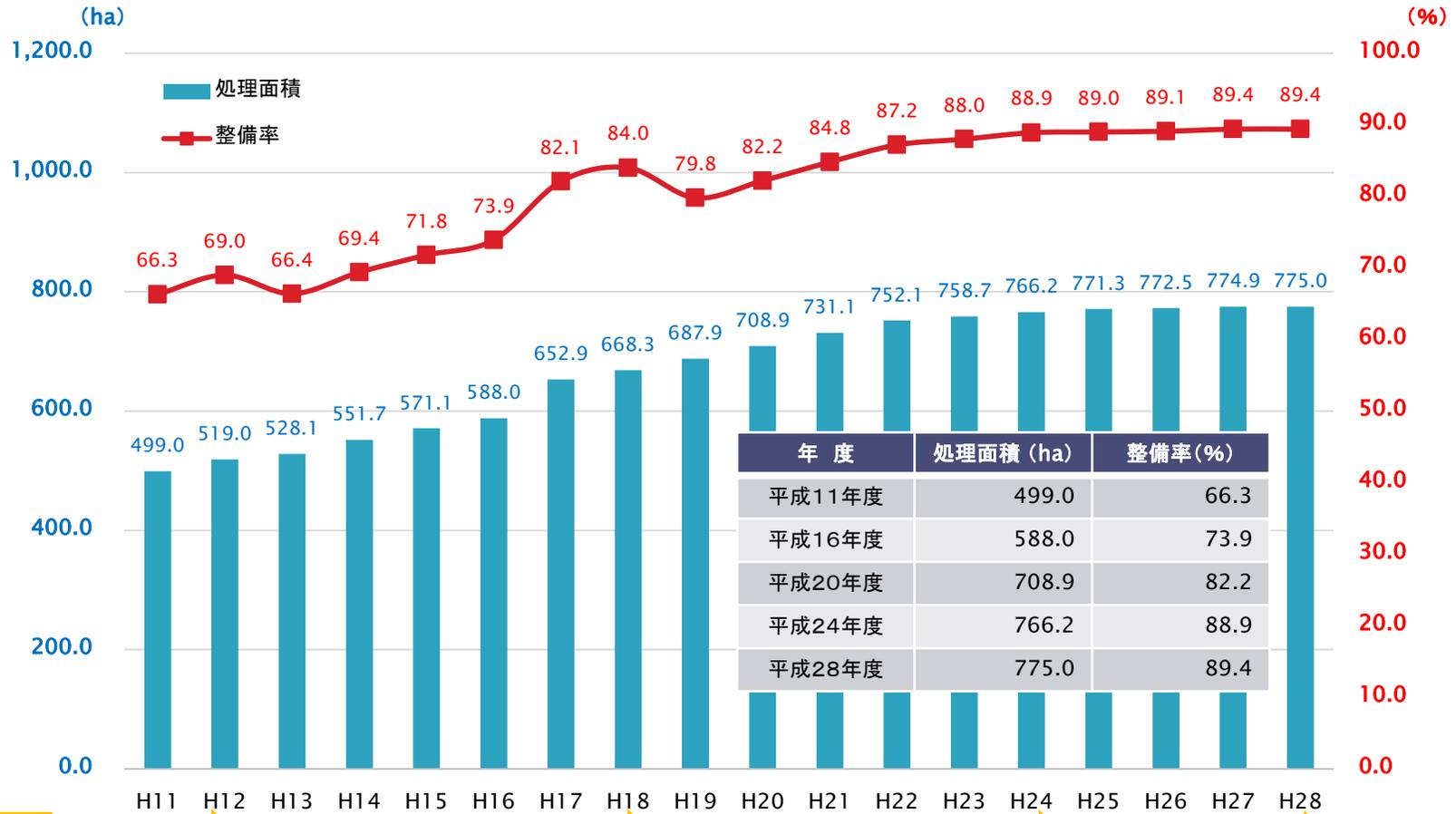
年度	汚水事業	雨水事業
昭和56年度	桜が丘地区にて単独公共下水道事業に事業着手(83.2ha)	左 同
昭和63年度	既存地区及び光台、精華台地区を含めた木津川上流流域関連精華町公共下水道事業に着手(503.2ha)	光台地区を流域関連公共下水道事業として事業着手(203.0ha)
平成8年度	流域関連公共下水道事業区域に精華台地区、祝園西一丁目地区の区域を拡大(668.9ha)	
平成11年度	単独公共下水道事業と統合し、流域関連公共下水道事業として整備(752.1ha) 京都府木津川上流浄化センターの供用開始に伴い既存地区の公共下水道の供用開始	単独公共下水道事業を統合し、流域関連公共下水道事業として事業実施(286.2ha)
平成12年度	町役場用地ほかの区域を拡大(795.2ha)	精華台地区及び都市下水路事業地区を統合し事業区域を拡大(569.2ha)
平成18年度	狛田駅東特定土地区画整理事業区域、旭地区、下狛京阪地区を拡大(861.8ha)	排水区域の見直しによる拡大(570.5ha)
平成24年度	ほうその保育所等既存地区の区域拡大(866.9ha)	
平成28年度末	管渠整備工事を実施中	雨水路整備を実施中

2) 平成28年度 精華町公共下水道事業の整備状況

精華町では、平成11年11月1日から京都府木津川上流浄化センターと既存地区も含めた下水道の供用開始を行い、平成12年度より単独公共下水道事業と統合し流域関連公共下水道事業として事業を進めてきたことから、平成28年度末時点では、下表のとおり整備率89.4%、普及率98.5%、接続率96.3%まで整備が進んでおり、ほぼ全域で公共下水道が使用できる状況となっています。

年度	行政人口	処理人口	水洗化人口	処理面積	整備率	普及率	水洗化率	接続率
24年度末	36,965	36,138	34,175	766.2	88.4	97.8	92.5	94.6
25年度末	37,318	36,607	34,864	771.3	89.0	98.1	93.4	95.2
26年度末	37,489	36,759	35,232	772.5	89.1	98.1	94.0	95.9
27年度末	37,521	36,841	35,392	774.9	89.4	98.2	94.3	96.1
28年度末	37,621	37,068	35,704	775.0	89.4	98.5	94.9	96.3

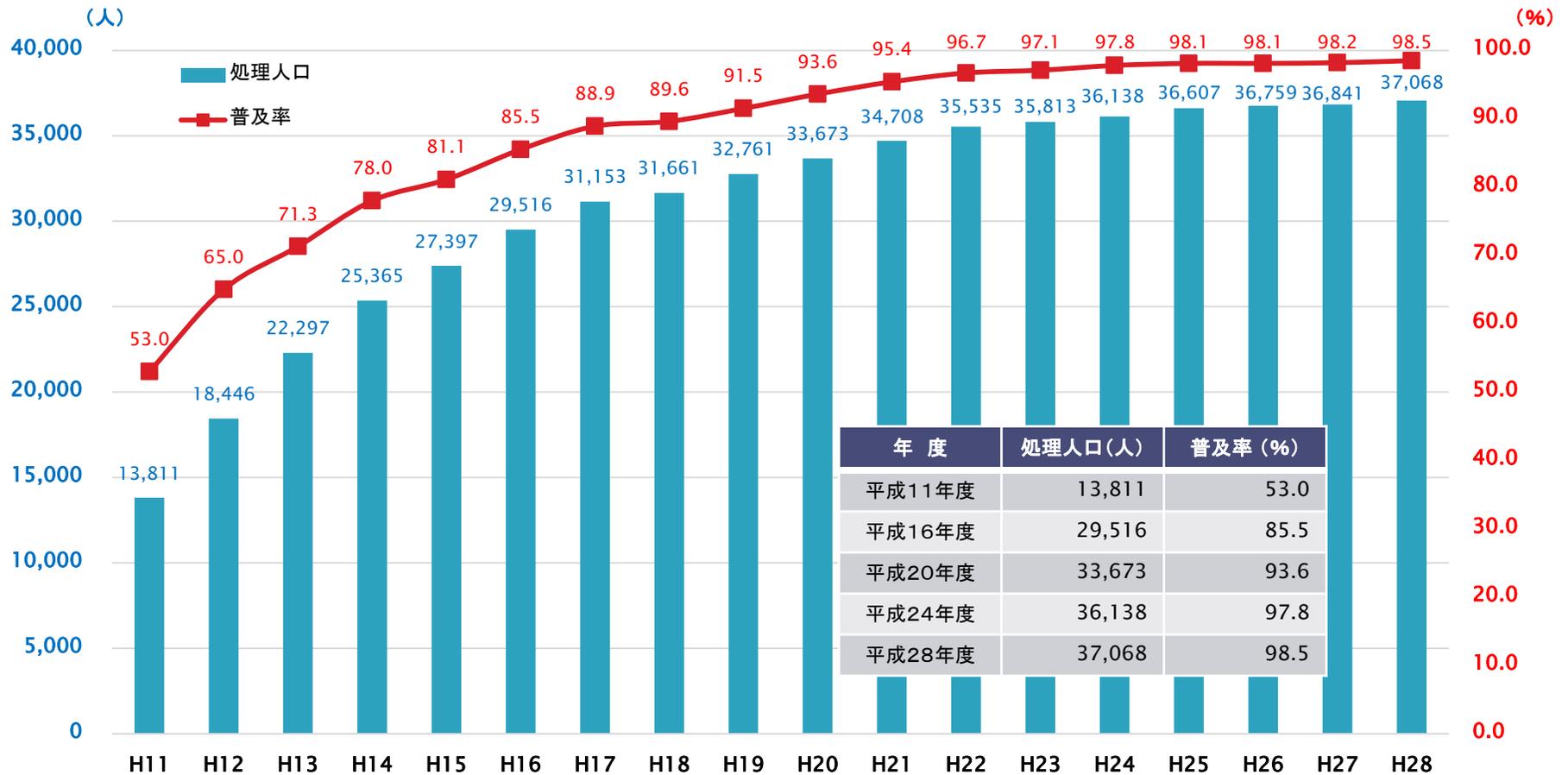
処理面積および整備率



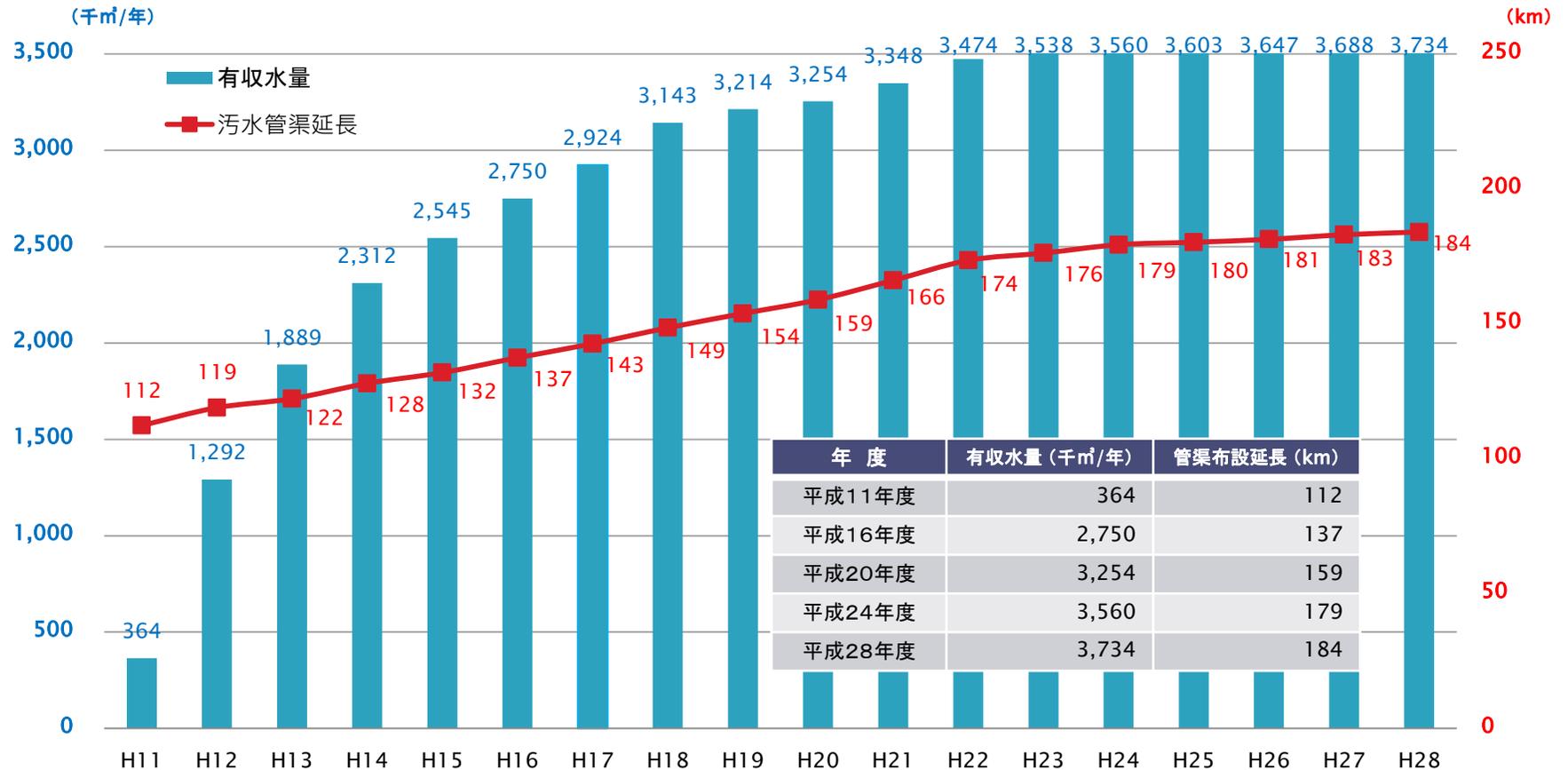
事業認可区域
面積推移 (ha)



処理人口および普及率



有収水量および污水管渠延長



(有収水量：有効に汚水処理され、下水道使用料として収入の対象となった汚水量)

4 下水道使用料について

(1) 使用料の区分

一般汚水

(税抜き)

(2) 使用料の制度

基本料金と超過料金の2部料金制

・基本料金: 10^mまで900円/月(税抜き)

・超過料金: 1^mごとの従量料金

汚水量に応じた3段階の区分

120円/^m~150円/^m(税抜き)

精華町下水道使用料(1ヶ月単位)

		汚水量区分	金額
一般汚水	基本料金	10 ^m まで	900円
	超過料金 (1 ^m につき)	11 ^m ~50 ^m	120円
		51 ^m ~100 ^m	140円
		101 ^m 以上	150円

(3) 使用料の徴収方法

1使用月分を1期とし、期単位で徴収

(4) 標準的な一般家庭用使用料

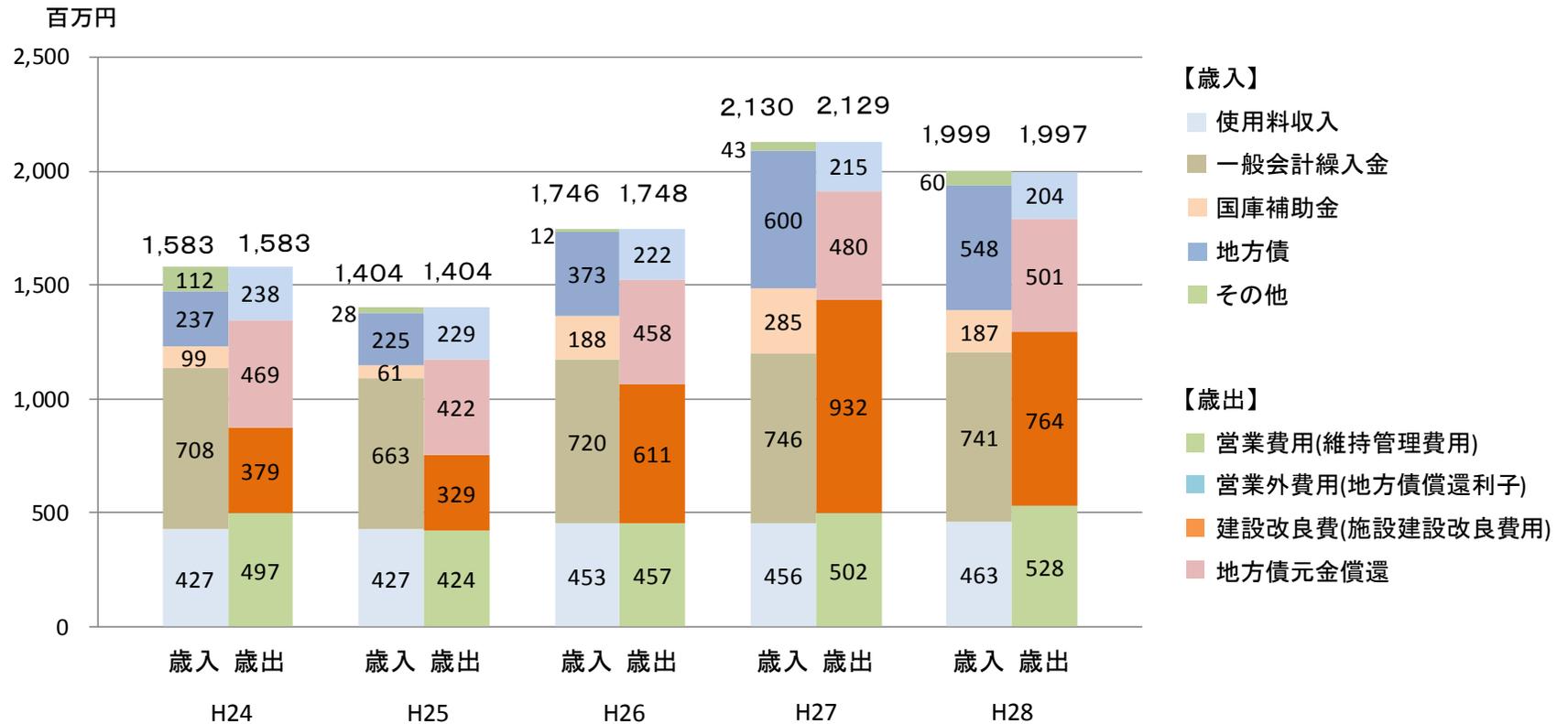
1月20^m使用した場合

(900円 + 120円/^m × 10^m) = 2,100円/月(税抜き)

2,268円/月(税込み)

5 公共下水道の財政状況について

財政収支



地方債残高

公共下水道の建設改良費や、流域下水道の建設負担金のための地方債(有利子負債)残高は、平成29年3月末で約104億円となっています。

